

登録電気工事業者・登録事項等変更届出書必要書類（法第10条関係）

登録の申請をするときは、「登録電気業者登録申請書」に下表の添付書類を添えて申請書を提出すること。

番号		氏名及び名称	住所	法人の代表者の氏名	電気工事の種類	法人の役員の氏名	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類
①	登録事項等変更届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（個人用）	<input type="checkbox"/>						
②	誓約書（法人用）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				
③	誓約書（主任電気工事士に関するもの）				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
④	主任電気工事士の従業員証明書				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑤	住民票（個人の場合で申請日前3ヶ月以内）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥	電気工事士免状の写し（第1種電気工事士の場合、講習受講記録部分の写しも提出）				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	実務経験証明書（様式例1または2）				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑧	主任電気工事士等の履歴書				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑨	主任電気工事士の住民票 （申請日前3ヶ月以内）				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑩	登記簿謄本（法人の場合のみ） （申請日前3ヶ月以内）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
⑪	備付器具調書				<input type="checkbox"/>			
⑫	営業所位置図		<input type="checkbox"/>					
⑬	店舗見取図（正面・側面の写真各1枚を裏面に貼付）		<input type="checkbox"/>					
⑭	登録証（原本）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑮	手数料2、200円（山梨県収入証紙）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※1 欄内の○印が必要となる書類。

※2 主任電気工事士が第1種電気工事士免状取得者の場合は、⑦⑧は省略すること。

※3 主任電気工事士が第2種電気工事士免状取得者の場合は、免状取得後3年以上の実務経験が必要なため⑦⑧は必要となる。

※4 登録者が個人であり、主任電気工事士を兼ねる場合は住民票は1通でよい。

様式11 (第7条)

収入証紙等はり つけ欄 消印を押し てはならない。
--

登録事項等変更届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

山梨県知事

殿

年 月 日

〒
住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電話番号 ()

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

4 変更の理由

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

(個人用)

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所

氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(法人用)

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所

名 称

代表者の氏名

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所

名 称

法人にあっては

代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類および交付番号

主任電気工事士の従業員証明書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所

名 称

代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

記

氏 名	
住 所	
生年月日・年齢	年 月 日 (満 才)
雇用年月日	年 月 日

様式例 1 (主任電気工事士等が登録申請者本人である場合
または主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合)

主任電気工事士等実務経験証明書

下記 1 の電気工事士は、(1) 登録申請者本人
(2) 登録申請者の役員 であり、下記 2 のとおり、電気工事に
(3) 登録申請者の従業員
従事していることに相違ありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

登録申請者

記

1 主任 電気 工事 士	主任電気工事士の氏名		
	生年月日・年齢		
	現住所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日		
	免状交付番号		
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴			
所属名		期間	業務の内容

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- この証明書は、被証明者 1 人につき作成すること。
- (1)登録申請者本人、(2)登録申請者の役員、(3)登録申請者の従業員については、該当するものを○で囲むこと。
- 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

様式例2 (主任電気工事士等が他の電気工事業者等に雇用されていた場合)

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり、電気工事に従事していた者に相違ありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

証明者 住 所

氏名又は名称

法人にあつては
代表者の氏名

印

記

1 主任 電気 工事 士	主任電気工事士の氏名		
	生年月日・年齢		
	現 住 所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日		
	免 状 交 付 番 号		
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
3. 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

備 付 器 具 調 書

申請者又は届出者

番号	品 名	製 造 年	製品番号	台 数	製 造 業 者 名
①	絶縁抵抗計				
②	接地抵抗計				
③	回路計 (抵抗及び交流電圧を測定できるもの)				
④	低圧検電器				
⑤	高圧検電器				
⑥	継電器試験装置				
⑦	絶縁耐力試験装置				

- (備考) 1 回路計とは、クランプ型電流電圧計でなくテスターをいう。
 2 一般用電気工作物等のみの者は、①②③のみでよい。
 3 ⑥及び⑦は必要なときに使用し得る措置が講じられていればよい。その場合は借入先の名称等を記入すること。

借入先 名称 及び
 代表者氏名

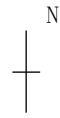
印

住 所

電 話 番 号

営業所位置図

もよりの駅から営業所までの道順



(注)

線
停留所で下車し

駅下車
方面に向かって徒歩

行バスを利用し
分で
上記営業所に到着する。

店 舗 見 取 図

1 平面図

2 正面図・側面図

(備考) 1 平面図にあつては、店舗と住居との区別を明確にし、それぞれの寸法を明記するとともに店舗分を朱書すること。

2 正面図、側面図にあつては、別添図面として貼付するか、又はそれらがわかる写真を貼付してもよい。